

東北地方太平洋沖地震と労災保険 Q & A

東北地方太平洋沖地震に関連して、労災保険の請求などでよくある質問について Q & A の形にまとめました。

労災認定の考え方について

仕事中に、地震や津波により建物が倒壊したこと等、業務が原因で被災された場合は、労災補償の対象となります。

通勤途上で被災された場合も、業務災害と同様に労災補償の対象となります。

1 業務災害関係

1 - 1 仕事中に地震や津波に遭遇して、ケガをしたのですが、労災保険が適用されますか？
--

(A)

仕事中に地震や津波に遭い、ケガをされた（死亡された）場合には、通常、業務災害として労災保険給付を受けることができます。

これは、地震によって建物が倒壊したり、津波にのみ込まれるという危険な環境下で仕事をしていただと認められるからです。

「通常」として扱っているのは、仕事以外の私的な行為をしていた場合を除くためです。

1 - 2 夫は船員で、船舶に乗り込んで仕事をしている最中に津波に遭い、船が転覆し亡くなりました。労災保険が適用されますか。

(A)

船員についても、労災保険法上の労働者として労災保険の適用があります。

したがって、船舶で仕事に津波に巻き込まれ被災された場合には、業務災害として労災保険給付が受けられます。

1 - 3 仕事に地震にあって、会社のある地域に避難指示が出たので避難している最中に津波によりケガをした（死亡した）場合は、労災保険が適用されますか。

(A)

仕事に地震があり避難することは、仕事に付随する行為となります。

したがって、津波に限らず、避難行為中に怪我をされた場合は、通常、業務災害として労災保険給付が受けられます。

基本的な考え方はQ 1 と同じです。

1 - 4 仕事に津波にあって未だ行方不明の場合、行方不明の方の家族は労災保険の請求はできるのでしょうか。

(A)

震災により行方不明となった方については、警察の調査により死亡が判明した場合、あるいは、民法の規定により行方不明となった時から一年後に死亡と見なされた場合、労災保険の遺族補償給付の請求ができます。

なお、今回の震災により行方がわからない方については、特例的に民法に規定する一年よりも短い期間で労災認定ができるようにすることを検討中です。

1 - 5 被災地へ出張していた際、出張用務中に地震や津波に遭い、ケガをした（死亡した）場合、労災保険が適用されるのでしょうか。

（ A ）

出張は、開始から終了まで業務遂行性（業務命令に服している状態）があるとされていますので、この間に地震や津波などの災害に遭った場合には、私的行為中などを除いて、労災保険の適用があります。

1 - 6 業界団体からの要請に基づいて従業員を被災地へ派遣（在籍出向・転籍出向）させる場合、赴任途上も含めて現地での業務・通勤に労災保険は適用されるのでしょうか。

（ A ）

お尋ねの場合では、出向先までの赴任途中の災害については、原則、出向先の労災保険が適用されます。

また、出向先での勤務が始まった場合には、通常の勤務となるので業務災害や通勤災害の適用があります。

なお、出向ではなく、出張として派遣されたときは、出張開始から終了までに起こった災害は、私的行為中などを除いて、労災保険が適用されます。

1 - 7 休憩時間中に地震や津波に遭って負傷した場合、労災保険は適用されるのでしょうか。

（ A ）

休憩時間中でも事業場の管理する施設（会社の建物の中など）にいる時に、地震や津波があり、建物が倒壊したり押し流されたりして被災した場合には、仕事と同じ考え方（Q1）で業務上の災害として労災保険給付が受けられます。

1 - 8 外回りの営業に出ている従業員が地震や津波で死亡した場合、労災保険は適用されるのでしょうか。

(A)

事業場の外で勤務しているときに地震や津波に遭遇し、被災した場合には、その時に明らかに私的行為中でない限り、危険な環境で仕事をしていたとして業務災害と認められ、労災保険給付が受けられます。

2 通勤災害関係

2 - 1 自宅が津波により被災したため、避難所から会社へ通勤していますが、その途上でケガをした場合、通勤災害になりますか。

(A)

地震や津波により自宅が倒壊や押し流されたりしたために避難所で生活をされている方は、避難所が「住居」となりますので、「住居」から会社へ向かう際の災害は通勤災害として認められます。

2 - 2 父親が会社を出て帰宅途中と思われる時間帯に、津波に遭い亡くなりました。通勤経路や、どのあたりで被災したかはわかりませんが、労災請求できますか。

(A)

被災の状況がわからない場合であっても、明らかに通勤とは別の行為を行っているということでなければ通勤災害として認定されます。ご自分で判断ができない場合についても、請求書を受け付けて調査しますので、労災請求をお勧めします。

2 - 3 会社からの帰宅途上で、津波警報が出たため、自宅へ向かわず避難場所へ移動する際にケガをしました、この場合通勤災害になりますか。

(A)

通勤中に警報が出たため避難することは通勤に通常伴う行為ですので、通勤災害として認定されます。

2 - 4 いつも電車で通勤していますが、地震のため電車のダイヤが大幅に乱れているため、通常より2時間以上早く自宅を出て会社へ向かっている際に怪我をした場合、通勤災害になりますか。

(A)

会社に早く行かなければいけない事情がある場合には、その事情の範囲内で早めに出勤しても通勤として認められます。

なお、この場合でも途中で逸脱や中断をした場合は通勤ではなくなりますので、気をつけてください。

2 - 5 いつも電車で通勤していますが、電車が復旧しません。会社はオートバイでの通勤を認めていませんが、渋滞が激しく、オートバイを使わざるを得ません。このオートバイで通勤中にケガをした場合、補償の対象となるでしょうか。

(A)

会社へ届け出をしていない又は承認を受けていない場合であっても、合理的な経路・方法の通勤であれば補償を受けることができます。

2 - 6 地震で電車が止まってしまったので、4時間歩いて家に帰りました。その時にケガをした場合、通勤災害になりますか。

(A)

普段通勤に使用している電車等がその運行状況によって使用できずに、歩いて帰らざるを得ない状況であれば、通勤と認められます。

なお、この場合でも途中で逸脱や中断をした場合は通勤ではなくなりますので、気をつけてください。

2 - 7 電車が止まっていたため、その日は会社近くのホテルに宿泊し、翌朝ホテルから出勤する途中でケガをしました。この場合通勤災害になりますか

(A)

地震によって電車が運休止、自宅に帰ることができずに会社近くのホテルに泊まった場合には、宿泊したホテルを「住居」と認められます。したがって、翌日、会社に勤務のため向かう行為は通勤と認められます。

なお、この場合でも途中で逸脱や中断をした場合は通勤ではなくなりますので、気をつけてください。

2 - 8 地震のため電車が動いておらず、職場で一晩とまってから翌朝帰宅しました。帰宅途中でケガをした場合、通勤災害になりますか。

(A)

電車が動かないというようなやむを得ない事情がある場合、職場に宿泊してから帰宅する際のケガは通勤災害として認定されます。

なお、この場合でも途中で逸脱や中断をした場合は通勤ではなくなりますので、気をつけてください。

2 - 9 地震でケガをして入院している妻の看護のために、寝泊まりしている病院から出勤する途中でケガをしましたが、通勤災害になりますか。

(A)

看護のために病院で寝泊まりをしている場合、病院から会社へ行く際のケガは通勤災害として認定されます。

2 - 10 地震で自宅が倒壊したため、その後は友人の家に一時的に住まわせてもらっています。友人の家から会社まで行く際のケガは通勤災害になりますか。

(A)

お尋ねのような事情がある場合には、友人宅が「住居」と認められますので、通勤災害として認定されます。

3 診療費関係

3 - 1 仕事中に被災してケガをしたので医療機関に受診したいのですが、津波により事業場が無くなりました。この場合でも受診できますか。

(A)

今回の震災では、労災請求される場合に
任意の様式で請求できること
事業主や診療した医師の証明がなくても受け付けること
などの弾力的な運用をしています。

病院に行かれた場合には、労災で受診したいと医療機関に申し出てください。

また、労災保険に関する総合的な出張相談を実施しています。この相談窓口で必要な用紙や書き方の説明の外に請求書も受け付けていますのでご活用ください。

3 - 2 労災指定されている医療機関はどこで確認すればよいですか。

(A)

今回の震災では、労災保険に関する総合的な出張相談を実施しています。この相談窓口で労災指定医療機関の場所や名前が分かります。

また、労災指定になっていない医療機関についても、ケガをされた労働者に一時的な自己負担が生じないように、積極的に労災指定医療機関になるようお願いしています。

費用の負担のない労災指定医療機関での受診をお勧めしますが、お近くに労災指定医療機関がない場合には、一時的に費用の負担が生じますのでご注意ください。

3 - 3 会社から避難中にケガをし、保険証もなかったので全額自己負担で受診しました。今から労災申請できますか。

(A)

仕事中に避難し、その途中でケガをされた場合には業務上として労災保険の療養が受けられます。既に自己負担されていても、その自己負担分が労災保険から支払われますので、自己負担した金額が確認できる領収書などを添付して請求することとなります。

今回の震災では、労災請求される場合に

任意の様式で請求できること

事業主や診療した医師の証明がなくても受け付けること

などの弾力的な運用をしています。

また、請求書の提出方法についても

最寄りの監督署への提出

出張相談を利用しての提出

を可能としていますのでご活用ください。

3 - 4 地震で最寄りの病院が閉鎖し、受診できなくなりました。他の病院に通院していますが遠いので交通費が負担になっています。どうにかありませんか。

(A)

労災保険では、片道が2 km以上の通院については、交通費（通院費）の支給ができます。通院費が支給されるのは、

お住まいと同一の市町村の適切な医療機関

同一市町村に適切な医療機関がない場合は、近隣市町村の適切な医療機関

に適切な医療機関がない場合は最寄りの適切な医療機関

となっています。

今回の震災では、労災保険に関する総合的な出張相談を実施しています。この相談窓口や監督署、労働局で通院費支給のための請求書の書き方などの相談を受け付けていますのでご活用ください。

自宅以外の避難所等に避難されている方へ

4 請求書の提出関係

4-1 工作中に、今回の震災でケガをしました。現在、避難所で生活していますが、労災の請求はどこにすればいいですか。

(A)

労災の請求は、通常、事業場（会社）を管轄する労働基準監督署に請求書を提出していただきますが、今回の震災で被災された方については、

最寄りの監督署への提出

出張相談を利用しての提出

を可能としていますのでご活用ください。

4-2 現在休業補償給付を受けています。私が手続をしている労働基準監督署が被災し、閉庁しているようですが、どうしたらよいですか。

(A)

労災の請求は、事業場（会社）を管轄する労働基準監督署に請求書を提出していただきますが、今回の震災によって、監督署が閉鎖しているところもあります。このため、労災保険の請求書は、

最寄りの監督署への提出

出張相談を利用しての提出

などの弾力的な運用をしていますのでご活用ください。

4 - 3 現在休業補償給付を受けています。避難所にいるため、いつも使っていた A T M が遠くなりました。振り込んでもらう口座を変更したいのですが、どうしたらよいですか。

(A)

お振り込み口座の変更は休業補償給付の請求書でできます。請求書に「口座変更」欄があるので、新たに希望する口座を記載して提出してください。

今回の震災によって、監督署が閉鎖しているところもあります。このため、労災保険の請求書は、

最寄りの監督署への提出

出張相談を利用しての提出

などの弾力的な運用をしていますのでご活用ください。

地震の影響でこれまでの労災手続きが困難になっている方へ

5 年金関係

5 - 1 遺族補償年金を受けていた母が津波に巻き込まれて亡くなりました。何か補償はあるのでしょうか。

(A)

労災保険の遺族補償年金では、受給権者のうち最先受給権者が保険給付を受け取ることとしていますが、最先順位者が死亡等により失権した場合は、次順位者に繰り下げて年金の支給をします。これを「転給」と呼んでいます。

また、転給する遺族がないときは、既に支払った遺族補償年金の額と一定額（給付基礎日額の 1000 日分）との差額を支給できます。

お尋ねの場合がどちらか不明ですが、詳しくは監督署、労働局や出張相談窓口でご相談ください。

5 - 2 震災により、労災年金の振込先金融機関の通帳・キャッシュカードを紛失してしまいましたが、口座から労災年金を引き出すことができるのでしょうか。

(A)

労災年金の振込先に指定された金融機関の通帳・キャッシュカードを紛失した場合であっても、各金融機関において非常時の取扱いがなされ、預金者本人と確認できれば、預金の払戻しに応じると聞いておりますので、詳細については、金融機関の窓口へご相談ください。

なお、届け出印のない場合においても、拇印を認めることとされており、こちらについても金融機関に直接お問い合わせ下さい。

5 - 3 郵便局窓口での現金払いで労災年金を受領していますが、震災の影響で送金通知書がまだ届いていません。すぐに年金が必要なのですが、どうすればよいでしょうか。

(A)

労災年金の送金通知書については、厚生労働省より各年金受給者の皆様へ簡易書留にて送付しています。

震災により送金通知書が届かない場合、また、送金通知書や年金受け取りに必要な年金証書・印鑑が紛失（消失）した場合であっても、指定の払渡郵便局へ受給権者ご自身が赴き、本人と確認ができれば、年金を受け取ることができます。

運転免許証や健康保険証等、本人であることを証明できるものが持参できない場合には、払渡郵便局へご相談ください。

5 - 4 震災で年金証書を消失（紛失）してしまいましたが、再発行はできるのでしょうか。

(A)

年金証書を消失（紛失）した場合でも年金証書の再発行を受けることができます。

最寄りの労働基準監督署で「年金証書再交付申請書」をお渡ししますので、速やかに年金の支給決定を受けた労働基準監督署へ提出してください。

なお、労働基準監督署が震災のために閉鎖しているところもあります。その場合には、最寄りの監督署、労働局又は出張相談を行っていますのでご利用ください。

5 - 5 労災年金を受給していますが、地震により家屋が倒壊したため、親戚へ身を寄せることになりました。何か手続きが必要でしょうか。

(A)

労災年金受給者の住所は、システムにより個別に管理していますので、住所が変更されないままになっていると、年金の振込通知書や定期報告書等、年金受給者宛ての重要な書類が届かない恐れがあります。

したがって、住居を変更される場合には、「年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名・年金の払渡金融機関等変更届」に必要な添付書類（住民票等）を添えて、最寄りの労働基準監督署又は年金の支給決定を受けた労働基準監督署へ提出してください。なお、労働基準監督署が震災のために閉鎖しているところもあります。その場合には、最寄りの監督署、労働局又は出張相談を行っていますのでご活用ください。

また、一時的に避難しているような場合には、最寄りの郵便局へ相談の上、郵送物の転送の手続きを行ってください。

6 診療費関係

6 - 1 今まで受診していた医療機関が地震による倒壊等のため受診できなくなりました。他の医療機関に受診したい場合はどうすればよいですか。

(A)

療養中の医療機関から他の医療機関へ転医される場合には、転医先の医療機関に、
労災保険で療養継続中であったこと

氏名、生年月日、住所

を申し出てください。転医先の医療機関で労災保険での療養が受けられます。

7 義肢等補装具関係

7-1 震災で労災保険から支給された車いすが壊れてしまいました。どうにかできないでしょうか。

(A)

労災保険で支給した車いすについては、耐用年数が経過した場合や壊れてしまった場合には、新たに支給することとしています。

ご相談のように、震災でお使いの車いすが壊れてしまった場合には、耐用年数が過ぎていなくても修理や再支給を行うことができます。詳しくは監督署、労働局や出張相談窓口でご相談ください。

8 その他

8-1 休業補償給付を受けていた父が逃げ遅れて亡くなりました。何か補償はあるのでしょうか。

(A)

労災保険では、労災請求できる方が請求する前や支給決定があるまでに亡くなられたときには、「未支給の保険給付」として遺族の方が請求できます。

この場合には、「未支給の保険給付請求書」に必要な書類を添付して労働基準監督署に提出する必要があります。詳しい手続きは、労働基準監督署、労働局又は出張相談でご相談ください。

9 審査請求関係

9 - 1 監督署長からの不支給決定に不服があるが、不支給決定通知には、決定があったことを知った日から60日以内に審査請求できるとされていますが、震災によりこの期間内に審査請求できそうもありません。どうしたらよいですか。

(A)

お尋ねのように、労災保険では、審査請求をする場合には、不支給決定があったことを知った日から 60 日以内に都道府県労働局に置かれた労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に審査請求をしなければいけませんが、正当な理由があつて 60 日以内に審査請求ができない場合には、その理由を審査官に説明すれば、60 日を超えても審査請求ができます。

また、今回の震災では、

最寄りの監督署への提出

出張相談を利用しての提出

ができるようにしていますので、ご活用ください。

9 - 2 現在、審査請求しており、口頭で意見を述べたいのですが、震災で出頭できそうもありません。どうしたらよいでしょうか。

(A)

今回の震災では、労災保険に関する総合的な出張相談を実施しています。この相談窓口で審査請求の意見を述べたいことをお伝えください。相談を受けた者が審査官に伝えて、審査官から直接連絡を取るよういたします。

また、お近くの監督署でも同様の事務処理ができます。